

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から56年2月まで

私は、昭和53年3月から54年7月までの期間、厚生年金保険被保険者であった。その後転職したが、転職先ではすぐに厚生年金保険への加入手続は行われず、56年3月に加入してもらうまで、妻と一緒に国民年金保険料を納付していたが、申立期間の保険料の納付記録が無い。妻の保険料のみを納付し、私の保険料を納付していないことはあり得ないので、申立期間が国民年金保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前に勤務していた会社を退職した後、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、同市町村では、昭和53年3月1日に申立人が厚生年金保険に加入したことに伴う同日付けの国民年金被保険者の資格喪失処理を同年7月24日に行っていることが確認でき、その後、申立人が同被保険者資格を再度取得している記録が無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述のとおり、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できるところ、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金への再加入手続が必要となるが、申立人は、この再加入手続についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年11月まで

私は、平成3年*月*日に夫が事故で亡くなったために、同年8月3日頃、健康保険証が使えなくなっていることに気付き、A市町村役場で国民健康保険の加入手続を行ったが、その際に国民年金の第3号被保険者でなくなっていることを知り、第1号被保険者への種別変更手続も行った。

また、申立期間の国民年金保険料は、毎月、A市町村役場国民年金課で、納付書に現金を添えて納付していた。

以上のとおり、申立期間について国民年金保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年8月3日頃、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行った。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人の記録は、平成22年3月17日に記録の訂正がなされるまでは、申立人が、3年12月2日の厚生年金保険被保険者資格取得時に、国民年金の第3号被保険者資格を喪失したとされていたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は、第3号被保険者として記録管理されていたものと考えられる。

また、A市町村の電算記録によると、申立人は、平成元年6月1日に国民年金の第3号被保険者資格を取得していることが確認できるが、同市町村では、この記録を最後に、申立人の国民年金被保険者資格の種別変更及び喪失に係る記録は無く、申立人の記録は、同市町村においても申立期間当時から第3号被保険者として管理されていたと考えられることから、第3号被保険者とされていた申立人に対し、同市町村が国民年金保険料の納付書を発行したとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、毎月、A市町村役場国

民年金課の窓口で納付していた。」と申し立てているが、A市町村は、「申立期間当時、国民年金保険料は、基本的に金融機関で納付してもらっていた。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

社会保険庁(当時)からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、結婚が決まりA市町村から実家のあるB市町村に帰郷した昭和54年頃、それまで国民年金には加入していなかったが、両親と相談の上、市町村役場で国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの間に市町村役場で国民年金保険料を納付したことを記憶している。

申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍及びその附票によると、申立人は、昭和54年3月3日にA市町村からB市町村に住所を移し同年11月*日に婚姻していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、同年3月3日から同年5月までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する同年3月3日から同年11月16日までの期間においては、第3回特例納付の実施期間中であることから当該特例納付を利用して申立期間の保険料を遡って納付することは可能であるものの、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない上、申立人から申立期間に係る保険料の納付金額及び納付方法について具体的な供述は得られない。

また、申立人は、「これまで国民年金保険料を遡ってまとめて納付したのは昭和54年頃の1回だけである。」と供述しており、前述の被保険者名簿に貼付されている申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料

に係る領収証書から、申立人が同年5月31日にB市町村役場で当該期間の保険料を過年度納付したことは推認できるものの、B市町村は、「当時、役場の窓口で国民年金の過年度保険料を預かることはあったが、特例納付保険料を預かることはなかった。」と回答していることから、申立期間の保険料を特例納付保険料として町役場に納付したとは考え難い。

さらに、前述の被保険者名簿に貼付されている領収証書及び社会保険事務所（当時）が保管する当該領収証書に係る領収済通知書に記載された国民年金保険料額は、申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの過年度保険料の合計金額と一致しており、申立期間に係る特例納付保険料は含まれていないことが確認できる上、前述の被保険者名簿には当該領収証書のほかに申立期間の保険料に係る領収証書は貼付されておらず、社会保険事務所が保管する54年5月31日付け領収分に係る領収済通知書の中においても、申立人の申立期間の保険料に係る領収済通知書は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行う際に相談したとされる申立人の両親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の詳細については確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月10日から34年10月13日まで
② 昭和34年10月13日から37年10月17日まで

私は、A社（現在は、B社）を退社する時、最後の給料はもらったが、その後、同社からは何ももらった覚えが無く、2、3年前に当時の同僚と話をしていた時、私は、脱退手当金を受け取っていないことに気付いた。

申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されているところ、当該請求書には、「受付 37. 11. 8 C社会保険事務所」及び「支払済 38. 1. 25 C」の押印が確認できる上、昭和 38 年 1 月 25 日にC社会保険事務所（当時）において脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印がある領収書が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所であるA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年1月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月21日から33年1月17日まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間と合わせて、昭和33年12月27日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、A社を退職後、同社に就職する前に勤務していたB社（当時）、C社D事業所及びE社（当時）に係る年金カード3枚をF都道府県庁に持参し、脱退手当金の請求手続を行ったが、その時、A社に係る年金カードは紛失していたので、同社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の請求手続は行っていない。

申立期間については、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に就職する前に勤務していたB社、C社D事業所及びE社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶がある。」と供述しており、脱退手当金を受給したとする対象事業所に係る記憶がオンライン記録に係る脱退手当金支給記録と相違するものの、申立人は、脱退手当金を受給したことを記憶している。

また、申立人は、「申立期間前に勤務していた会社に係る年金カード3枚を持参し、脱退手当金の請求手続を行ったが、その時、A社に係る年金カードは紛失していたので、同社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の請求手続は行っていない。」と主張しているところ、申立人が記憶している「年金カード」とは厚生年金保険被保険者証であるものと思われるが、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の両社における厚生年金保険被保険者台帳の記号番号は同一番号で管理されていることが確認できることから、申立人が受給したと記憶している脱退手当金については、申立期間であるA社における厚生年金保険被保険者期間を含めて支給されていると考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間を含め、脱退手当金支給日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎としているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあらず、ほかに申立期間を含む脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかあらない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 11 日まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、昭和 46 年 4 月 8 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所であるA社（現在は、B社）を管轄していた社会保険事務所（当時）には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、当該裁定請求書には、申立人の旧姓による署名及び押印がある上、申立人が婚姻するまで居住していた住所が記載されていることが確認できるなど、その記載内容に疑義は認められない。

また、上記の脱退手当金支給関係書類には、オンライン記録における脱退手当金支給決定日である昭和 46 年 4 月 8 日付けの小切手交付済の押印があるとともに、「脱退手当金計算書」の払渡店欄には、「C金融機関D支店」と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所が、C金融機関D支店（当時）に脱退手当金を送金したものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 46 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 10 日から 41 年 12 月 30 日まで
年金事務所からの回答によると、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされている。

私は、申立期間前に勤務したA社（現在は、B社）を退職した時に脱退手当金を受け取った記憶があるが、申立期間であるC社D事業所（当時）を退職した時は、脱退手当金を受け取らずに将来の年金のために残しておこうと考えていたことをはっきり記憶しており、申立期間については、脱退手当金を受け取っていない。

以上のことから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、C社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前のA社における2年7か月の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。